

第3回田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年11月29日(水) 15:00~17:10

2. 開催場所 田村市大越公民館 2階 大研修室

3. 出席者

(1) 委員

田村市総務部 部長 遠藤 祥司

田村市産業部 部長 白鳥 宏

田村市農業委員会事務局 局長兼総務課長 吉田 孝司

株式会社田村バイオマスエナジー 代表取締役 小檜山 良一

株式会社田村バイオマスエナジー 取締役 外崎 貴康

福島さくら農業協同組合 たむら地区本部 営農経済部営農販売課 課長 菅野 勝理

田村市農業委員会 委員 塚原 正

田村市農業委員会 委員 岡田 建一

田村市認定農業者連絡協議会 監事 石井 清吉

県中地区バイオマス燃料供給協議会 事務局長 三瓶 克弘

県中地区バイオマス燃料供給協議会 会員 矢吹 盛一

大越地域行政区長連合会 会長 新田 耕司

大越地域行政区長連合会 副会長 山口 善吉

大越地域行政区長連合会 中部行政区長 佐藤 善嗣

大越地域行政区長連合会 東部行政区長 石井 幸一

福島県県中農林事務所 企画部指導調整課 課長 高野 信也

(2) オブザーバー

福島県農林水産部 農業担い手課 主任主査 小林 秀樹

(3) 事務局

田村市産業部農林課 課長 鈴木 正雄

田村市産業部農林課 主任主査兼農政係長 遠藤 英雄

田村市産業部農林課 主査 三輪 寿雄

田村市産業部商工課 課長 石井 孝道

田村市産業部商工課 主査 千葉 充泰

田村市農業委員会事務局 主査 富塚 美貴

田村市総務部協働まちづくり課 主査 石塚 優子

田村市大越行政局産業建設課 課長 遠藤 浩一

(4) 関係者

株式会社田村バイオマスエナジー 小笠原 慶

4. 議事次第

- (1) 第2回協議会の議事録について（報告）
- (2) 木質バイオマス発電事業計画説明会の結果について（報告）
- (3) 基本計画骨子（案）について
- (4) 今後のスケジュールについて

5. 会議の概要

事務局	1. 開会 開会を宣言。
会長	2. 会長あいさつ <会長あいさつ>
事務局	3. 報告事項 本日の会議は、委員17名中16名が出席であり、要綱第7条第1項の定足数を充足していることから、会議が成立することを報告します。
事務局	これ以降は、要綱第6条2項に基づき、会長に議長をお願いします。
会長	(1) 第2回協議会の議事録について 第2回協議会の議事録について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第2回協議会の議事録案を、事前資料として先日配付しています。 あらためて概要をご説明します。
事務局	<議事録案の内容について説明>
事務局	この内容でよろしければ、今週末を目途に、田村市ホームページ及び事務局にて閲覧という方法で公開したいと思いますので、最終確認をお願いします。
会長	事務局からの説明について、意見がありましたらお願いします。
会長	意見が無いようなので、私から1点。 前回の協議会で、A委員から発電事業者に対して、「地域住民から提案のあった安全対策設備の導入について、会社としての考えを文書で示して欲しい」との要望がありましたが、この件に関しては、すでに対応済みでしょうか。
A委員 (関係住民)	設備の導入を検討中である旨、会社から口頭で説明を受けています。結果的に設置しないとなれば、その理由を文書でもって住民に示していただくこととしています。

会長 他に意見がなければ、議事録については皆様にお示しした内容でご了解をお願いします。

(2) 木質バイオマス発電事業計画説明会の結果について

会長 木質バイオマス発電事業計画説明会の結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局 <説明会における質疑・回答について、以下の項目ごとに説明>

1. 事業全体に関すること
2. 発電所誘致の経緯に関すること
3. 議会対応に関すること
4. 住民説明に関すること
5. 事業計画の一部見直しに関すること
6. 県内各地での反対運動に関すること
7. 風評（対策）に関すること
8. 放射能に関すること
9. 自主基準値・検査方法に関すること
10. 木材の確保に関すること
11. 施設設備・バグフィルターに関すること
12. 焼却灰に関すること
13. 用水に関すること
14. 排水に関すること
15. チップ工場・騒音に関すること
16. 協議会・広報に関すること
17. その他
18. 意見等

会長 事務局からの説明について、意見がありましたらお願いします。

B委員 (関係住民) 私も地元行政区の説明会に参加しましたが、参加者のほとんどが反対という雰囲気でした。また、私が地元で感じる意見としては、賛成・反対以前の問題として、事業に関心がない人が多いような気がしています。この件について、市としてどのように受け止めたかお聞かせください。

さらに、大越町内に「バイオマス建設反対」という幟や看板が立っていますが、なぜ反対なのかきちんと理解されないまま、反対という言葉が先走っている印象です。また、反対の声は間違いなく存在しますが、熱い感情でもってこの事業に賛成だという声は聞こえてきません。市としては、今回の説明会で住民感情をどのように受け止めて、どのような感触を得たのかお聞かせください。

会長 たしかに、263人出席という結果をもって、どれくらいの関心度でこれくらい集まったのかを判断するのは難しいと思いますが、実際に出席されたのは、少なからず関心がある方々だろうと思います。それらについて、市から答弁をお願いします。

副会長

今回の住民説明会にあたっては、木質バイオマス発電事業を正確にご理解いただきたいとの思いから、開催通知とあわせて事業説明資料を事前配付しました。大越町内の全世帯に配付しましたので、おおまかな内容は皆様に理解していただけたものと受け止めています。

説明会では、たしかに反対意見が多くを占めました。その場には賛成意見の方もいたわけですが、反対の方が先に発言すると、賛成の方が意見を言い出しづらい雰囲気があったと受け止めています。

先ほど、事務局から説明会の結果を説明しましたが、その中でも私が印象に残っているのは、「これまで反対意見の情報しかなかったので、この説明会で事業の中身が理解できて良かった」という意見を複数いただいたことです。

説明会の質疑では、「放射能問題に対して安全性が担保されているものであれば、大越町の発展のために必要な事業ととらえている」という意見をいただいた半面、「以前の事業計画を変更されたことが不満」「放射能に対する不安があるので反対」という意見もいただいています。賛成・反対両方の意見がありますが、反対の方にはさらに丁寧に説明し、また、説明会の要旨を全戸配付により周知するなどして、より一層ご理解いただけるように今後も努めていかなければならないと考えています。

会長

会社側からもコメントはありますか。

C委員
(設備整備者)

今回の説明会にあたっては、資料を可能な限り詳細に、かつ分かりやすくするよう努めたつもりです。結果を聞くと「大変良かった、分かりやすかった」という話もいただきました。依然として反対だという方もいらっしゃると思いますが、一定のご理解をいただけたものと受け止めています。

今後、法令を守りながらきちんと進めていきたいと思ひますし、市民の皆様にも丁寧に説明させていただきたいと考えています。

説明会終了後にも、個別に2件ほど説明にうかがいました。地元の理解がないと進められない事業だと思ひますので、これからも引き続き丁寧に対応していきたいと考えています。

会長

ほかにご質問はありますか。

会長

それでは、以上の内容でご了解をいただきたいと思ひます。
報告事項は以上で終了します。

4. 協議事項

(1) 基本計画骨子(案)について

会長

基本計画骨子案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

基本計画の法定10項目のうち、前回の第2回協議会において項目2～6のみ部分的に説明しました。今回配付した資料では、全10項目について素案を記載しましたので、前回説明していない項目1及び7～10を中心に、あらためて全項目について説明します。

<基本計画骨子案の項目1～10について説明>

【説明要旨】

「1. 再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針」

- ・市の基幹産業である農林業は、事業従事者の減少・高齢化が進み、産業としての持続可能性が危ぶまれている状況。
- ・市では、未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電の整備を促進し、農林業の健全な発展に向けた一助とする。
- ・木質バイオマス発電事業を通じて、未利用間伐材等の安定的な買取による山林所有者及び林業従事者の所得向上はもとより、関係産業の活性化や地元雇用の創出等の波及効果が期待される。
- ・上記に加え、森林整備が進むことにより、森林の有する多面的機能の回復・発揮も期待される。
- ・木質バイオマス発電に使用する原料として、努めて地元産の木材を活用し、その利用率を年間通じて8割以上とする。

「2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」(※第2回協議会における説明と同様)

- ・発電設備の整備区域：
田村市大越町上大越地内 33,167.75 m² (計11筆)
- ・附属設備(開閉所)の整備区域：
田村市大越町下大越地内 1,690 m² (計2筆)
- ・附属設備(開閉所)の整備区域は、第1種農地に指定されているため、農地転用が原則不許可だが、今回の基本計画作成及び設備整備計画の認定により、例外措置による農地転用を見込む。

「3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」(※第2回協議会における説明と同様)

- ・発電設備の種類：木質バイオマス発電
- ・発電設備の規模：約6,950kW
- ・使用燃料：約8.9万トン/年(含水率により重量は変動)

「4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項」

(※第2回協議会における説明と同様)

- ・荒廃農地の再生や農地の集積化は計画しておらず、該当なし

「5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する事項」(※第2回協議会における説明と同様)

- ・未利用木材等の活用による林業の活性化
(地域内に賦存する木材を納入業者から長期的かつ安定的に買い取り、森林整備の促進や林業従事者の所得向上等の林業活性化に寄与する取組)

・排熱等供給による農業の活性化（※）

（発電事業により併産される排熱を施設園芸ハウス等に供給し、周年栽培の体制整備を図ることで地域人材の雇用と農業所得の向上に寄与する取組）

※「排熱等供給による農業の活性化」については、具体的な事業構築まで数年を要すると見込まれるため、基本計画への記載は見送り、努力事項として市から発電事業者へ別途要請することとしたい旨を説明。

「6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項」（※第2回協議会における説明と同様）

（1）自然環境の保全との調和

- ・発電事業者に対して、生活環境影響調査（ミニアセス）の実施及び市への報告を求める。
- ・法令で定める騒音、振動、大気汚染等の環境基準を順守するため、定期的に市に報告を求め、事業を適正に監視する。

（2）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

- ・過去の公害事案を踏まえ、法令で定める騒音、振動、大気汚染等の環境基準を順守するため、定期的に市に報告を求め、事業を適正に監視する。

「7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価」

（1）目標

- ・今後5年間（平成34年度まで）で、木質バイオマス発電において、年間5.5万MWhの発電及び年間7.12万トン（含水率により変動）の地域産未利用木材（チップ）等の安定供給を図る。
- ・排熱等を利用した農業への利用を促進し、地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う（※）

※「排熱等を利用した農業への利用の促進」については、具体的な事業構築まで数年を要すると見込まれるため、基本計画への記載は見送り、努力事項として市から発電事業者へ別途要請することとしたい旨を説明。

（2）目標の達成状況についての評価

- ・設備整備者は、毎年度、認定設備整備計画の実施状況を市に報告。
- ・上記の報告内容について、田村市農山漁村再生可能エネルギー導入促進協議会等において、計画の進捗状況を確認・協議。
- ・目標未達の場合、設備整備者は必要な改善策を講じる。

「8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復」

- ・発電事業を中止又は終了する場合、設備整備者の責任において、施設の撤去等の対策を実施。
- ・認定設備整備計画に基づき農地法の特例を受けた土地について、計画の

内容に反して発電設備及び附属設備の整備を中止する場合、設備整備者の責任において原状回復措置を講じる。

「9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」

- ・周辺農林地における権利移転等を一括して行う予定はなく、該当なし

「10. その他の事項」

(1) 基本計画の周知

- ・ホームページ等により基本計画を周知

(2) 設備整備計画の認定

- ・設備整備計画が基本計画に適合するか審査し、その実施見込みが確実であることを確認
- ・設備整備計画の認定時には、実施状況の報告と是正指示に従う旨の条件を付記。

(3) 区域外の関係者との連携

- ・市及び発電事業者等は、区域外の関係者との相互連携を図り、優良事例の情報共有等を行いながら再エネ発電に取り組む。

会長

ここまでの説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

D委員
(農林業団体)

基本計画骨子案の「5. 農林業の健全な発展に資する取組」について質問します。

資料には、排熱等供給による農業振興策の説明として、「田村バイオマスエナジーでは、排熱等を利用した地域還元策を検討している」との記載がありますが、私は「検討している」という曖昧な表現が問題ではないかと思えます。加えて、事務局からの説明では、「排熱等の利活用はこれから具体化していく段階につき、基本計画への記載を見送りたい。なぜなら、基本計画に記載すると、その後の設備整備計画の認定が滞る懸念があるから」ということでした。

住民に対しては、こういう波及効果があって新たな農業用施設がつくられると言う。しかし、今回の資料では、手続きの都合で基本計画には載せないと言う。これでは、地域住民に対して嘘をついて説明してきたということではないですか。

このような説明をされると、市や田村バイオマスエナジーを信用できなくなります。これまでの説明経過に則れば、基本計画骨子案には、これまでの説明会や協議会での説明内容のとおり記載していただきたいと思えます。

会長

ただ今のご質問ですが、答弁者は誰がよろしいですか。

D委員
(農林業団体)

副会長をお願いします。

副会長

ご指摘のとおり、住民説明会では、発電事業による波及効果として、排熱等を利用した園芸ハウスの整備等が期待できることを会社側から説明

しています。

先ほどの事務局からの説明は、そういった取組を実施していただくことを前提としつつも、先々の手続きを着実に進める観点から、基本計画への記載は見送り、その実施について別途要請したいという中身でした。つまり、農業振興策を取りやめたというわけではなく、当然実施していただく前提でこの手法を提案したということで、ご理解いただければと思います。

E委員
(農林業団体)

第1回の協議会では、青森県のような施設（※津軽バイオマスエネルギーの事例）をつくる構想があるという説明を受けました。また、第2回の協議会では、基本計画への記載は見送りたいという事務局からの説明もありました。

その後の住民説明会で、排熱利用についてどのような説明が行われたのかは承知していませんが、私の記憶では、第2回協議会でたしかに説明が行われていることを意見として申し上げます。

D委員
(農林業団体)

骨子案単体で見れば、この内容でもいいかもしれません。しかし、地域住民に対して、発電設備をつくる、波及効果としてこういう施設もつくる、その全体計画の中で30余名の雇用を作るということを説明しているわけです。

たしかに、E委員の言うとおりに、第2回協議会でこの内容に触れられています。それはあくまでもこの協議会の中だけの話です。委員という立場上、秘密保持が課せられているので、「あの話は嘘だよ」と住民に説明することもできません。

住民説明会でこういうことができますよと言っておきながら、協議会の中でやりませんということを行っている。そこには非常に大きな矛盾があると思います。

副会長

これは「やりません」ということではなく、基本計画を作成した先の話として進めていくということなので、当然やる方向で考えています。基本計画に載っていないからやらないということではありません。そういった設備整備の計画が具体化した段階で、あらためて詳細をお示ししたいと考えています。

D委員
(農林業団体)

やらないというわけではないとのことですが、それは何年先のことなのでしょう。

副会長

説明会で申し上げているのは、バイオマス発電事業で発生した排熱や温水を使って、園芸ハウスや温浴施設など、様々な可能性があるということです。また、津軽ではハウスでの周年栽培を行っていて、大越町でもそのようなことが可能だということを説明しています。

そして、そのような波及事業の具体化には、年単位で時間を要するので、基本計画とは別に、取り組んでいただく前提で発電事業者と検討を進めます。

D委員 (農林業団体)	<p>やるのが前提なら、「検討します」ではなく、基本計画に載せるべきだと思います。資料に記載しているのは、やるかやらないかの検討をするということですか、それともやるということですか。</p>
会長	<p>事業計画を作成するのに時間はどれくらいかかるのでしょうか。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事業計画を具体化するまでの具体的な年数は、こちらでも正確に把握しておりませんので、事業検討のスケジュール感について会社側から説明いただければと思います。</p> <p>加えて、今回の背景について補足しますと、農林業の健全な発展に資する取組の素案作成にあたり、田村バイオマスエナジーが構想している地域還元策について、聞き取りと協議を重ねてきました。その中で、会社側の構想を基本計画に全て盛り込んだ場合、発電設備の整備手続きが滞る可能性があることが判明しました。そこで、次善策として、排熱等供給に取り組むという会社側の構想を紹介したうえで、委員の承認のもと基本計画への記載を見送りたいという意図でもって資料に記載したことを補足します。</p>
会長	<p>津軽や花巻の事例では、発電からトマト園芸施設の稼働まで、どれくらいのタイムラグがあったのでしょうか。</p>
F委員 (発電事業者)	<p>津軽の例でいうと、平成27年12月から発電を開始しています。そこから、どのような作物が適しているのか地元農家と検討を進めて、ようやく今年の夏に初出荷に至りました。まずは、本体の発電施設を問題なく稼働させることを最優先し、そのうえで、排熱等の利活用策を協議し、実現に向けて動き出すという流れです。</p> <p>花巻につきましても、今年の2月から運転を開始していますが、今まさに用地選定や作目について地元住民と相談しながら検討中です。</p> <p>今回の事業でも、地元の方と相談しながら、どのような内容が良いのか決めていきたいと考えていますが、設備整備計画を申請する時点で事業内容を具体化することは、スケジュール的に間に合わないということでご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>会社側の説明では、発電から農業生産に至るまでには数年のタイムラグがあるということです。理想を言えば、波及効果も含めたすべての計画を完璧にすべきという考え方もありますが、そこは保留しながら進めていくという考え方もあると思います。</p> <p>完璧でないといけないのか、それとも同時進行でも可能なのか、その点について意見があればいいと思います。</p>
D委員 (農林業団体)	<p>会長の意見に関してですが、同時進行はあり得ないと考えます。なぜなら、先ほど事務局が説明したとおり、基本計画があるから次の計画（設備整備計画）が成り立つわけですし、それらの計画に則って農地転用等の手続きが進むわけですね。そこに農林業の活性化に向けた計画が載って</p>

いなければ、この協議会が解散された後には何も残りません。だから同時進行なんてできないと思います。そこで時間がかかろうがかかるまいが、それは発電事業者の責任だと思いますが、いかがでしょうか。

会長

この件について、事務局から説明はありますか。

事務局

この協議会で作成した基本計画に基づき、その後の農地転用などの個別の手続きが進められるのはご指摘のとおりです。

繰り返しになりますが、基本計画（農林業の健全な発展に資する取組）から排熱等利用の記載を外したとしても、住民説明会において既に説明しているという事実や重みを踏まえれば、それらの取組は当然実施していただくべきものと認識しています。言い換えれば、基本計画に書いていないからやりません、という選択肢は想定しておりませんし、この認識は会社側とも共有しています。

市の立場では、会社側の説明を信頼し、その前提で発電設備の円滑な整備を支援していきたいというのが一つ。もう一つが、排熱等利用については、時間に追われて地元のニーズを反映していない計画を立てるのではなく、設備整備の優先度を踏まえながら、地元から必要とされる事業となるように時間をかけて検討したい。以上2つの観点からご理解をお願いしたいと考えています。

D委員
(農林業団体)

今までの経過を振り返ると、木質バイオマス発電施設の整備を急ぐあまり、住民説明がおざなりになって、住民の理解も得られなかったわけです。だから私は、前回の会議で、住民説明会がすべて終わった後に骨子案の採決をしていただくよう提案しました。そして、住民説明会では、「様々な波及効果がありますから発電施設をつくらせてください」と説明してきたのだから、基本計画を作る段階で「これはやりません」というのはないと思います。

片方ではできると言いながら、もう片方では基本計画から除こうとしている。言葉は悪いですが、嘘をついて事業を進めようとしているんじゃないありませんか。

C委員
(発電事業者)

企業の信用問題として、住民説明会でも説明しましたとおり、農業ハウス等への排熱等供給につきましても必ずやります。

しかしながら、先ほど説明したとおり、多少のタイムラグがあります。津軽では、地元の方々と相談した結果トマトになりましたが、それ以外のものをつくる可能性もあるわけです。そうなると、設備の構造や大きさ、場合によっては熱を供給するのか温水を供給するのか、諸々の仕様が違ってきます。現時点では、それらの計画自体が固まっていませんので、そこを十分に極めた時点であらためて提案したいと考えています。

基本計画に書いていないからやらないということでは決してなく、皆様にお約束したことはしっかり守っていきたい考えでいますので、ご理解をお願いします。

D委員

口頭で「やります」と言うのも結構ですが、会社側では、これまでも

(農林業団体) 方針変更をしています。はじめは、「チップを大越町に持ち込んで燃焼させます」と説明していたのに、それが途中から「チップの製造施設をつくります」に変わりました。その理由は、燃料となる木材チップの供給を受けられなくなったからではないのですか。

G委員 (農林業団体) 今回の発電事業にあたり、田村バイオマスエナジーから「県中地区を中心に燃料を調達したい」「既存の事業者に迷惑をかけないように進めたい」というという申し出があり、関係事業者間で協議を重ねています。現時点で、最終的に誰がどれくらいという数字までは決まっていますが、県中地区の総力を挙げて燃料を供給する考えで進めています。

しかしながら、価格や運賃等のコスト面で、難しい問題を抱えているのもまた事実です。そういった事情から、燃料供給協議会の中でも、チップ工場を発電所に併設することで全体のコストが下がるのであれば、そういうやり方も理想ではないかという話が出ました。ですから、会社側でも、併設工場で何万トン処理するかという構想はあれど、具体的な数字はまだ出来上がってないのだと思います。これは私たち協議会の責任もありますし、放射線量の問題もついて回っています。このあたりの調整は今も進めています。

D委員から、当初の計画と変わったという指摘がありましたが、たしかに、チップ工場を併設するという点では変わったのかもしれませんが、しかし、熱源の利活用に関していえば、化石燃料も12月からまた値上がりする中で、地域への還元という視点ではやはり意義のある事業だと感じますし、そのような事情を総合的に加味すれば、計画変更もやむ無しではないかと勝手に理解していた部分もあります。

現場では、燃料となるチップを約9万トン供給するという事で動いています。チップ工場をどの規模でやるか、そのための素材をどこから調達するかということで、私も県内各地をまわっているところです。未だ定かでない部分もありますが、総体のボリュームについてはこれから詰めるところでもあるので、ご理解をいただければと思います。

会長 ここで5分間休憩とします。

<休憩・再開>

会長 会議を再開します。
他の委員からも質問をお受けしたいと思います。

B委員 (関係住民) D委員と同じような観点からお話します。
最初に行政区長対象の説明会、次に周辺住民対象の説明会、そして全行政区民対象の説明会が開かれました。会社の方から、この事業を行うことによって雇用創出や波及効果があって、地元にも有益に働くという説明をされたわけですが、はっきり言うと、具体的な姿が何も見えてきません。それなのに、基本計画から排熱利用の取組が除かれてしまうと、「あれ？やらないの？」というのが正直な住民感情だろうと思います。

会社はやると言っているけれども、実際にどれくらい地元へ還元され

るのが全く見えてこない。だから、人口の増加にしても、これからどう
いう農産物の施設がつくられるかにしても、何も見えてこない中で夢の
ような話をされてもピンと来ない。ピンと来ないから、正直どうなんだろう
かと思うところがすごくあります。

私たち住民も、事業計画を見てしっかり監視していかなければいけない
し、事業者も行政も「やります」と口で言うだけではなく、基本計画に載
せられないなら、その理由をしっかりと説明しなければならない。やるとい
うことは何らかの形で書面に残さなければ、誰も信頼しません。これまで
も、書面に残されていないことが、手のひらを返されて別なことに変わっ
てしまった。だから今回も手のひらを返されるのではないかと疑われて
も仕方がないのではないのでしょうか。

挙句の果てに、口約束が反故にされて、10年後20年後に何もつくら
れない、地域に何の還元もされないで終わるという事態に陥らないため
にも、基本計画に載せるべきというD委員の意見に賛同します。

特別に答弁を求めるものではありませんが、市においては、私たち地域
住民がいて田村市が成り立つということを肝に銘じて、基本計画を立案
すべきだということを申し上げておきたいと思います。

会長 そのほかに意見はございませんか。

D委員 (農林業団体) この協議会の委員就任依頼の文書では、協議会設置の目的として「田村
市内に存する資源を活かした再生可能エネルギー発電設備の導入および発電
事業者による農林業の振興に資する取組等について協議し、基本計画として
まとめる」とうたっているわけです。私が申し上げているのは、こういう
ことをうたって委員就任を依頼しながら、基本計画の中にその内容を盛り
込まないのはおかしいでしょうということです。くどいことを言うよう
ですが、私は盛り込んでいただきたいです。

会長 今の意見について、市から答弁をお願いします。

副会長 D委員の意見は理解しました。
この件についてどういった対応が可能か、再度検討したいと思います。

D委員 (農林業団体) もう一言だけ言わせてください。
私とH委員は農業委員をしています。農振除外や農地転用の申請が出
されるとすれば、市長から農業委員会会長あてに意見書が求められ、総会
で審議することになります。その際に、総会の席で私とH委員が同じこと
を質問すれば、あの会社は嘘つきだ、田村市も嘘をついているんだ、とい
うことになって、またタイミングがもめると思います。

検討に時間がかかるとか、事務手続き上支障が生じるとかいう言い分
は、協議会の議論としては問題外であって、本来議論すべき点を十分に議
論して計画書に載せていただきたいと思います。

会長 質疑も出し尽くされたかと思います。
今回も採決には至らないと思いますので、D委員やB委員からの質問

を踏まえて、基本計画骨子案については、より充実した内容とすべく次の協議会でご議論いただきたいと考えますが、それでご意義ありませんか。

委員

異議なし。

会長

異議なしということですので、次回、そのようにお願いします。

会長

(2) 今後のスケジュールについて

事務局から説明をお願いします。

事務局

第4回協議会の日程については、調整後にあらためてご案内しますが、少し先の日程になるものと認識いただければと思います。

会長

事務局から説明があったとおりでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

事務局からの説明どおりといたします。
以上で議事を終了します。慎重審議ありがとうございました。

事務局

5. その他

事務局からの説明は特にありません。
委員の皆様から何かありましたらお願いします。

委員

(意見等なし)

事務局

6. 閉会

閉会を宣言。

以上